

令和8年度東郷町税等納期限一覧

納期月	納期限	町県民税 森林環境税 (普通徴収)	軽自動車税	固定資産税 都市計画税	国民健康 保険税 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	下水道事業 受益者 負担金	保育料	放課後児童 クラブ 利用料
令和8年 4月	4月6日(月)									4月
4月	4月30日(木)			1期(一括)					4月	5月
5月	6月1日(月)		全期						5月	6月
6月	6月30日(火)	1期(一括)							6月	7月
7月	7月31日(金)			2期	1期	1期	1期	1期(一括)	7月	8月
8月	8月31日(月)	2期			2期	2期	2期		8月	9月
9月	9月30日(水)				3期	3期	3期	2期	9月	10月
10月	11月2日(月)	3期			4期	4期	4期		10月	11月
11月	11月30日(月)				5期	5期	5期		11月	12月
12月	12月25日(金)			3期	6期	6期	6期	3期	12月	1月
令和9年 1月	2月1日(月)	4期			7期	7期	7期		1月	2月
2月	3月1日(月)			4期	8期	8期	8期	4期	2月	3月
3月	3月31日(水)				9期	9期	9期		3月	
市外局番は 「0561」です。		税務課 56-0724		税務課 56-0725	保険医療課 56-0738	保険医療課 56-0739	高齢者支援課 56-0735	下水道課 56-0749	こども課 56-0737	こども課 56-0736

◎ 町県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税の全期分一括納付は、第1期が納期です。

◎ 下水道事業受益者負担金の一括納付は、第1期が納期です。

③ 納期限を過ぎると延滞金が加算されます。また、納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状が送付されます。

③ 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、財産調査や滞納処分(差押等)の対象となります。

③ 金融機関で大量の硬貨を使用して納付する場合、取扱手数料が発生する場合があります(詳しくは各金融機関へお問い合わせください)。

【連絡先】債権管理課：0561-56-0726

納付場所は裏面に記載

納付には便利な口座振替をご利用ください(各担当課、債権管理課及び町内金融機関で手続きができます)。

東郷町税等の納付場所

1 金融機関

三菱UFJ銀行、あいち銀行、あいち尾東農業協同組合、岡崎信用金庫、十六銀行、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、名古屋銀行、碧海信用金庫、愛知県・岐阜県・三重県・静岡県内のゆうちょ銀行及び郵便局

※ 愛知県・岐阜県・三重県・静岡県以外のゆうちょ銀行及び郵便局で納付を希望する方は、各担当課までご連絡ください。

ゆうちょ銀行及び郵便局の各店舗では、下水道事業受益者負担金は利用できません。

2 コンビニエンスストア

セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ(YSPS)、セイコーマート、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、ハマナスクラブ、MMK（マルチメディアキオスク端末）設置店

3 スマートフォン決済アプリ

PayPay、PayB、auPAY、FamiPay、d払い

4 東郷町役場会計課（1番窓口）

※ 金融機関・コンビニエンスストア等の名称は、合併・統廃合等により変更となる場合があります。

※ 「2コンビニエンスストア」、「3スマートフォン決済アプリ」での納付は、町県民税・森林環境税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、保育料について、利用いただけます。（下水道事業受益者負担金、放課後児童クラブ利用料は利用できません。）

なお、納付書に記載された納付金額が30万円を超えるもの、納付書にバーコードの印刷がないもの、指定納期限が過ぎているもの、金額を訂正したものは利用できません。

※ 金融機関等の窓口やコンビニエンスストアの店頭では、原則として「3スマートフォン決済アプリ」を利用したお支払いはできません。

町税等は納期限内に自主納付しましょう！

納付には便利な口座振替をご利用ください。

納期一覧は裏面に記載